

高層ビル・マンションの 防災対策

大地震が発生すると、高層ビル・マンションではエレベーターの停止、窓ガラスの破損、オフィス機器や家具の転倒、電気・水道・ガスなどのライフラインの停止といった被害が想定されます。

高層ビル・マンションの管理者の方は、次のような対策に努めましょう。



家具やオフィス機器の転倒防止の周知に努めましょう

高層階では、ゆっくりとした揺れが非常に長く続くことがあります。家具やオフィス機器の転倒防止を徹底しましょう。

マンションやビル内に備蓄をしましょう

エレベーターが停止すると、復旧までに長い時間がかかるため、昇り降りや物の運搬が困難となり、住宅やオフィスが孤立するおそれがあります。日ごろから食料や飲料水、携帯トイレなどの災害時に必要となる物品を備えておきましょう。



自主防災の仕組みをつくりましょう

エレベーターや電気・水道・ガスなどのライフラインが停止すると、生活に様々な支障が生じます。ビル・マンションの住民等で防災マニュアルや防災訓練、日ごろからの備えについて話し合い、身の安全の確保やすばやい消火活動、家族等の安否確認が行えるように準備しましょう。



P波型地震時管制運転装置の設置に努めましょう

P波型地震時管制運転装置とは、感知器が地震の初期波を感知して、エレベーターを自動的に最寄りの階に停止させ、乗客を安全に避難させる装置です。平成21年度以降に新設されたエレベーターには設置が義務付けられていますが、未設置の場合は、改修等により設置が可能なエレベーターもありますので、装置の設置を検討しましょう。



もしも地震が起きたら・・・

エレベーターで揺れを感じたら、まず行先階のボタンをすべて押し、最初に停止した階で降りることを徹底しましょう。



※1ビル1台復旧ルール

エレベーターの復旧は保守会社の保守員が実施します。少しでも多くのビルで早期の機能回復を図るため、1ビル1台のみ復旧させ、他のビルの復旧作業に向かいますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○エレベーターについての詳細は、一般社団法人日本エレベーター協会のホームページをご覧ください。

<http://www.n-elekyo.or.jp/>

🔍 日本エレベーター協会

検索

《問い合わせ先》

県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会

神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課 (045-210-3430)

横浜市総務局危機管理室危機管理課 (045-671-2171)

川崎市総務局危機管理室 (044-200-2794)

相模原市危機管理局危機管理課 (042-769-8208)